

清瀬中学校保護者の皆様

初秋の候 日頃より、本校の教育活動に御理解をいただき、ありがとうございます。

さて、本校をはじめ、東京都の公立学校では、令和4年4月1日に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨及び目的等を踏まえ、教職員による性暴力等を根絶するために、「学校内外において性暴力が許されないこと、教職員の言動で困ったことがあれば相談すること」について児童・生徒等に話をし相談窓口を知らせるとともに、相談シートを配布することとなりました。また、児童・生徒にも、教職員が法の趣旨を踏まえたルールを守ることを伝える手紙を配布することとなりました。

本校は、おかげさまをもちまして、保護者の皆様の御協力や御支援を得て、子供たちが安心して学校生活を送ることができる教育活動を展開させていただいております。これまでも本校では、教職員に対して、指導上やむを得ず生徒と一対一になる場合は管理職に報告することや、携帯電話等で個人的なやり取りを行わないよう指導してまいりました。引き続き、今回の法律の施行を踏まえ、指導を徹底してまいります。なお、不必要な身体接触も教職員として望ましくないものですが、保健室での対応や、保健体育の授業等において生徒の生命身体を守るための介助等は、当然必要な指導と考えておりますので、御安心ください。

御家庭におきましても、お子様の声に耳を傾けたり、学校生活における出来ごとなどについて話し合う機会をもったりする中で、御心配なことがあれば、小さなことでも、これまでと同様に学校にご相談ください。また、相談シートにて御案内させていただいた相談窓口を御利用になり、不安な気持ちを抱え込まないようにしてください。

2学期も本校教職員一同、生徒の安全で安心な学校づくりに努めてまいります。御協力と御支援のほど、よろしくお願いいたします。

令和4年8月31日

清瀬市立清瀬中学校  
校長 佐藤 明子